

第2期やまぐち子ども・若者プラン（素案）に対する 意見の募集結果について

1 意見募集期間

平成30年7月9日（月）から平成30年8月8日（水）

2 意見の件数

12件（2名）

3 意見の内容と県の考え方

（1）性の多様性に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	男性が、女性のファッションスタイルをすることについて、男女問わず関心を持ち、理解するようにしてほしい。	性のかたちは色々であり、顔や声、趣味などが人によって違うように、私たちが表現したい性も人それぞれ違います。 性の多様性について、県民の正しい理解と認識が深まるよう啓発に努めてまいります。

（2）表記に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	年次把握がし易いように、年代は元号・西暦を併記すべき。今後を考えると、西暦のみ表記に統一すべきではないか。	プラン策定時点では新元号が決定していないことから、過去の取組については西暦・和暦を併記し、今後の取組については西暦のみの記載を基本としました。
3	県民には馴染みの薄いであろう専門用語が多数見受けられるので、用語解説を追加してほしい。	巻末に「用語解説」を掲げ、専門的な用語等に関するわかりやすい説明を加えました。

(3) パブリック・コメントの実施方法や周知方法に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	<p>期間中に県内では豪雨災害が発生、資料参照・意見作成もままならない県民も多く、今回の意見募集の回答も再提示の上での再意見募集、あるいは当意見募集の期間延長を御検討いただきたい。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
5	<p>行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例があるはず。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示すること。</p>	
6	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、県のホームページでは無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したか、記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示されたい。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、7月15日付けの山口新聞により、広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p>
7	<p>意見募集期間中の8月発行の県広報紙にパブリック・コメントの記述は全くなかった。県広報には、常時「県民意見募集をしている場合がありますので県ホームページを御確認願います」といった一般的広報を掲載してほしい。パブリック・コメント/県民意見募集の一般的広報の掲載が無い理由を明示願う。</p>	<p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
8	<p>山口新聞 7/15 に新聞の下5段程度掲載でパブリック・コメント 14 件の記述があったが、1 件での小さい新聞広報より、「山口県広報」の大きい広報内の記載の方が県民の目に留まる可能性も高まると思われる。意見募集期間内の「山口県からのお知らせ 山口県広報」には、常時「パブリック・コメント/県民意見公募」実施中の広報実施をお願いする。</p>	

9	<p>パブリック・コメントの期間が1ヶ月の期間である一方、県広報紙は隔月或いは3ヶ月の間隔(5月発行の次が8月発行)となっている。県の施策広報の為には最低各月発行が必要な県広報紙を、隔月(以上の間隔)での発行としている理由を明示願う。</p>	
10	<p>これまでの「パブリック・コメント/県民意見募集」の広報についての意見に対する回答内容や、意見送付県民数・意見数から、当「県民意見の募集」の広報は十分になされたと考えているか。十分か不十分かの判断を明らかにされたい。</p>	
11	<p>パブリック・コメントが同一期間に14件と極端な案件集中となっている。県行政として「意見募集の集中」について対応を取っているのか、取っていないならばその理由を、取っているのであればなぜ今回14件の集中が発生したのか明示願う。</p>	<p>総合計画である維新プランの策定に併せて、関連する各部局の施策別計画も改定しているところであり、6月県議会における素案の審議を経て直ちにパブリック・コメントを開始したことから、結果として時期が集中したところです。</p>
12	<p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家、或いは市町自治体からの直接の意見聞き取り等を実施すべきである。</p>	<p>本計画は、学識経験者、教育・福祉・青少年育成団体等関係者、行政機関及び公募委員により構成される「山口県青少年問題協議会」において、関係者からの意見をお聴きし、その意見を踏まえて作成しています。</p>